

(案)

枚方市立小・中学校の配置等の
適正化について

(将来における適正な配置等のあり方について)

(答申)

平成 年 月

枚方市学校規模等適正化審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 枚方市立小・中学校の現状	2
(1) 児童生徒数	2
(2) 学校数	2
3. 学校規模等における課題	3
4. 「将来における適正な配置等のあり方」の検討にあたって	4
(1) 基本的な考え方	4
① 小規模校について	4
② 大規模校について	4
③ 過密校について	4
(2) 学校統合について	4
① 学校統合について検討の対象とする学校の要件	4
② 学校統合にあたっての留意事項	5
5. 「将来における適正な配置等のあり方」(提言)	7
(1) 適正化方策の検討について	7
(2) 学校毎の適正化方策及び実施時期	7
<北部ブロック>	
①樟葉北小学校	8
②招提北中学校	9
<中部ブロック>	
③高陵小学校・中宮北小学校	10
④明倫小学校	11
⑤山田小学校・山田東小学校・山田中学校	12
⑥西牧野小学校	13
<南部ブロック>	
⑦川越小学校	15
⑧東香里小学校	16
6. おわりに	17
資料編	18
資料1 諮問書(写)	20
資料2 枚方市学校規模等適正化審議会委員名簿	23
資料3 枚方市学校規模等適正化審議会審議経過	24
資料4 児童・生徒数の推移	25
資料5 平成26年1月 枚方市人口推計調査報告書(抜粋)	26
資料6 枚方市立小・中学校一覧	27
資料7 幼児数等による今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧表	29
資料8 課題校についてのメリット・デメリットについて	30
資料9 小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果	31
資料10 人口推計等による今後の小規模校、大規模校の一覧表(将来推計)	32
資料11 学校統合について検討の対象とする学校の適正化方策一覧	33
資料12 適正化方策の検討資料	34
<北部ブロック>	36
<中部ブロック>	43
<南部ブロック>	63

1. はじめに

枚方市教育委員会では、子どもたちの健やかな成長と学校教育の充実を図るため、平成 23 年 11 月の「枚方市学校規模等適正化審議会（第三次）」の答申（以下「第三次答申」という。）を踏まえ、「枚方市学校規模等適正化基本方針（改定版）」（以下「改定基本方針」という。）を策定し、小中連携等の教育課題や地域との連携を充実させる観点から、優先課題として、同じ小学校に通う児童が分かれることなく、1 つの中学校に進学する通学区域（いわゆる「一小一中」）の接続関係への改善に取り組まれてきました。

その結果、「一小一中」の接続関係になっていない小学校は、平成 27 年 4 月時点において「蹉跎小学校」のみとなり、「一小一中」の接続関係への改善については、一定の対応が図られています。

一方、学校規模に関する課題については、一部の学校において、新規住宅建設により児童生徒が増加している状況が見受けられるものの、全市的には少子化の進行により児童生徒数が減少し、小規模校が増えています。また、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により、教育環境への影響や学校運営への支障が懸念されます。

教育委員会は、これら一定の学校規模が確保できない小規模校の課題の解消を図るため、平成 26 年 7 月 17 日に、将来における適正な配置等のあり方について本審議会に諮問されました。

小・中学校である義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的であるため、学校では単に教科等の知識等を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいものとされ、そのためには一定の学校規模を確保することが重要となります。

このことを前提に置き、本審議会では、枚方市立小学校及び中学校の現状をもとに、課題の抽出や適正化の必要性について審議を行い、学校の配置等の適正化にかかる方向性を平成 27 年 1 月に中間答申としてお示ししました。その後、具体的な適正化の方策について慎重かつ詳細に審議を重ね、答申（案）として取りまとめ、幅広く市民のご意見をお聴きするため市民アンケートを実施し、そのご意見を踏まえて市立小・中学校の将来における適正な配置等のあり方を、提言として取りまとめましたので、ここに答申するものです。

（資料 1 「諮問書（写）」参照 P20）

（資料 2 「枚方市学校規模等適正化審議会委員名簿」参照 P23）

（資料 3 「枚方市学校規模等適正化審議会審議経過」参照 P24）

2. 枚方市立小・中学校の現状

(1) 児童生徒数

枚方市の小・中学校の児童生徒数は、昭和 40 年頃から急増期に入り、小学校の児童数は、昭和 40 年度に 9,947 人であったものが、毎年増加し、昭和 57 年度に 45,573 人とピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成 27 年度には、22,108 人とピーク時より半減しています。

中学校の生徒数は、昭和 45 年度に 5,997 人であったものが、毎年増加し、昭和 61 年度に 22,550 人とピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成 27 年度には、11,040 人とピーク時より半減しています。

(資料 4 「児童・生徒数の推移」参照 P25)

また、平成 26 年 1 月に発表された「枚方市人口推計調査報告書」によると、枚方市の人口は、平成 55 年に約 32 万 7 千人と、平成 25 年に比べて約 8 万 2 千人（約 20%）減少すると予測され、児童生徒数も少子化等の影響を受けて、平成 55 年には約 2 万 3 千人と、平成 25 年に比べて約 1 万 1 千人（約 32%）減少することが予測されています。

(資料 5 「平成 26 年 1 月 枚方市人口推計調査報告書（抜粋）」参照 P26)

(2) 学校数

枚方市の小・中学校は、明治初期に小学校 7 校が設立され、昭和 22 年度には中学校 1 校が設立されてスタートしています。その後、昭和 40 年代の児童生徒の急増期に入り市街地を中心に分離・開校がなされ、小学校は、昭和 59 年度に 47 校、中学校は、昭和 61 年度に 20 校となりました。

その後、平成 12・13 年度には、学校規模等の適正化を図るため、学校統合を実施し、現在、小学校 45 校、中学校 19 校となっています。

(資料 6 「枚方市立小・中学校一覧」参照 P27. P28)

3. 学校規模等における課題

枚方市では、適正な学校規模を「第三次答申」を踏まえ、「改定基本方針」において、次のとおり定めています。

市立小・中学校の適正規模を 18 学級とする。
また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

これにより、適正規模の範囲を下回る学校を小規模校、適正規模の範囲を上回る学校を大規模校、また、学校規模にかかわらず、保有教室がすべて通常学級と支援学級で使用される、または教室が不足する学校を過密校（以下、これらを「課題校」という。）としています。

平成 27 年 5 月 1 日現在の「課題校」は、45 小学校のうち 5 校が小規模校、1 校が大規模校・過密校、19 中学校のうち 3 校が小規模校、1 校が大規模校となっています。

幼児数等による平成 33 年度までの推計によると、小学校の小規模校は増加する傾向にあり、中学校の小規模校はなくなる見込みとなっています。また、2～4 校の小・中学校が大規模校となり、1～3 校の小・中学校が一時的に過密校となる予測となっています。

一方、人口推計からの長期的な将来推計によると、児童生徒数の減少に伴い、小学校、中学校ともに全学年で 6 学級しかない小規模校が増加するものと見込まれます。

「課題校」のメリット・デメリットについては、第三次審議会でもとめられています。特に小規模校については、きめ細かな指導ができやすいなどのメリットがありますが、交友関係が限定されやすく多様な考え方に触れる機会が少なくなりがちで、競争や切磋琢磨等による社会性や協調性などの育成においては、大きな妨げとなるデメリットがあります。小学校では小規模校になると単学級の学年が存在するため、それらは一層顕在化します。

なお、今回、小規模校のメリット・デメリットについて、学校聞き取り調査も行いました。

（資料 7 「幼児数等による今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧表」参照 P 29）

（資料 8 「課題校についてのメリット・デメリットについて」参照 P 30）

（資料 9 「小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果」参照 P 31）

（資料 10 「人口推計等による今後の小規模校、大規模校の一覧表（将来推計）」参照 P 32）

4.「将来における適正な配置等のあり方」の検討にあたって

(1) 基本的な考え方

将来における適正な配置等のあり方の検討にあたっては、次の方策を基本とします。

小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。
大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。
過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。

① 小規模校について

今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、学習環境や学校運営に支障をきたすことのないよう、最優先課題と位置づけ、解消を図る必要があります。

このため、中長期的な視点に立ち、学校統合を中心に据え、課題解消を図るものとします。

なお、学校統合の検討にあたっては、子ども達の夢や元気につながるよう、新しい学校を築いていく観点で、教育現場や保護者・地域の方々の意見も踏まえながら、進めることとします。

② 大規模校について

全市的な少子化傾向により、将来的には適正規模の範囲内に向かうものと予測されることから、それまでの間は、学校の実情に応じた適切な支援策を講じる必要があります。

③ 過密校について

将来の状況を踏まえる中で、通学区域の変更や校舎の増築等による解消策を検討する必要があります。

(2) 学校統合について

① 学校統合について検討の対象とする学校の要件

次の項目に該当する学校を学校統合の検討の対象とします。具体的な検討校は表1のとおり小学校9校、中学校2校となります。

ア. 現在または平成 35 年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成 55 年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模の範囲内になる見込みがないこと。

※ 小規模校：小学校については 11 学級以下、中学校については 8 学級以下
(資料 10「人口推計等による今後の小規模校、大規模校の一覧表(将来推計)」参照 P32)

イ. 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模の範囲内になるほどの増加がないと予測されること。

表 1 検討の対象とする学校

区分	学 校 名
小学校	樟葉北小学校、山田小学校、明倫小学校、高陵小学校、西牧野小学校、中宮北小学校、山田東小学校、川越小学校、東香里小学校
中学校	招提北中学校、山田中学校

② 学校統合にあたっての留意事項

学校統合にあたっては、次の点に留意しながら取り組む必要があります。

ア. 学校統合の進め方について

- a) 学校統合にあたっては、統合する 3 年前までを基本に「広報ひらかた」やホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めること。
- b) 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどへの十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めること。
- c) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めること。
- d) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称) 統合協議会」を設置すること。「(仮称)

統合協議会」は、教育委員会が本審議会の答申を受けて策定する学校規模等適正化基本方針を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。

教育委員会は、「（仮称）統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定すること。

イ. 教育環境の充実について

- a) 統合校については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した施設・設備に整備すること。

- b) 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の人事配置など統合後の学校運営や学習環境の充実等について、支援を行うこと。

ウ. 統合校の学校規模について

隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校とならないこと。

エ. 通学距離等について

通学距離に配慮した通学区域を設定することが、可能であること。
また、通学路における安全性の確保に努めること。

5. 「将来における適正な配置等のあり方」(提言)

(1) 適正化方策の検討について

学校統合の検討の対象となる各学校毎に、当該学校区と隣接する学校との統合方策案について、学校規模や施設規模など、次に掲げる5つの視点から比較・評価を行うとともに小中一貫校（施設一体型）の設置も視野に入れ、最も適切な方策の検討を行いました。

なお、統合の実施時期については、対象の学校が継続して小規模校となることのないよう、設定することを基本とします。

- 学校規模
 - ・ 適正な学校規模の確保
- 施設規模
 - ・ 受入れ可能な教室の確保
 - ・ 良好な学習環境の確保
- 通学区域
 - ・ 適正な通学距離の確保
 - ・ 通学路の安全性の確保
 - ・ 子どもの生活圏の確保
- 小中連携
 - ・ 小学校と中学校の円滑な接続関係の確保
 - ア. 中学校区との関係
 - イ. 小中一貫教育への対応
- 地域連携
 - ・ 学校と地域との連携の確保
 - ア. 自治会等の区域
 - イ. 学校の沿革、地域の歴史的な経緯

(2) 学校毎の適正化方策及び実施時期

区 分	学 校 名
北部ブロック	①樟葉北小学校 ②招提北中学校
中部ブロック	③高陵小学校・中宮北小学校 ④明倫小学校 ⑤山田小学校・山田東小学校・山田中学校 ⑥西牧野小学校
南部ブロック	⑦川越小学校 ⑧東香里小学校

(資料 11 「学校統合について検討の対象とする学校の適正化方策一覧」 参照 P33)

(資料 12 「適正化方策の検討資料」 参照 P34～P67)

<北部ブロック>

① 樟葉北小学校

樟葉北小学校と樟葉小学校を統合し、樟葉小学校敷地に統合校を設置する。
なお、統合の実施時期については、今後の児童数の推移を見定めること。

ア. 学校の沿革と現状

樟葉北小学校は、昭和 54 年に樟葉小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、現在 12 学級で適正規模の範囲内ですが、平成 30 年度から小規模校になる見込みとなっています。その後、平成 40 年度には一旦適正規模の範囲内になりますが、平成 45 年度からは再び小規模校となり、平成 50 年度には全学年で 6 学級になると予測されています。

一方、樟葉小学校は明治 6 年に開校し、昭和 44 年に牧野小学校に、昭和 47 年に樟葉南小学校に、昭和 54 年に樟葉北小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、現在 22 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

樟葉北小学校区には、一部農地があり、開発の予定がなされていますが、住宅地への転用区域は小さく、今後、大規模な住宅開発の可能性は低く、大幅な児童数の増加はないと考えられます。また、樟葉小学校区は、既に殆どが住宅地です。

イ. 審議内容と結果

樟葉北小学校の方策案は、学校の配置から樟葉小学校との統合案だけとなります。統合校の位置については、学校の沿革等から樟葉小学校敷地が望ましいと判断します。

なお、統合校を楠葉中学校敷地に設置し、統合校と楠葉中学校との小中一貫校（施設一体型）を設置する案も検討しましたが、敷地面積等の課題があり、困難であるとの結論となりました。

統合の実施時期については、樟葉北小学校が平成 40 年度に一旦適正規模の範囲内になる予測があることや、2 校を統合すると平成 40 年度までは大規模校になると予測されることから、今後の児童数の推移を見定める必要があると考えます。

(資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P36～P40)

② 招提北中学校

招提北中学校と招提中学校を統合し、招提中学校敷地に統合校を設置する。
なお、統合の実施時期については、今後の生徒数の推移を見定めること。

ア. 学校の沿革と現状

招提北中学校は、昭和 60 年に第三中学校及び招提中学校、楠葉中学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、現在小規模校ですが、平成 30 年度から適正規模の範囲内になる見込みとなっています。その後、平成 50 年度からは全学年で 6 学級の小規模校になると予測されています。

一方、招提中学校は昭和 48 年に第一中学校及び第三中学校から分離開校し、昭和 58 年に山田中学校に、昭和 60 年に招提北中学校に、昭和 61 年に長尾西中学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、現在 11 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

招提北中学校区には、工業団地や農地がありますが、企業の移転は殆どなく、また農地は市街化調整区域であり、今後、大規模な住宅開発は見込まれません。

また、招提中学校区には多くの農地が存在しますが、市街化調整区域のため、新規の大規模な住宅開発は見込まれません。

イ. 審議内容と結果

招提北中学校の方策については、楠葉西中学校との統合案、第三中学校との統合案、招提中学校との統合案を検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、各案とも通学距離が長いなどの課題がありますが、保有教室数において課題がない、招提中学校との統合案が最善の方策であるとの結論に至りました。

統合校の位置については、学校の沿革等から招提中学校敷地が望ましいと判断します。

統合の実施時期については、招提北中学校が平成 30 年度から平成 45 年度までは適正規模の範囲内になると予測されることから、今後の生徒数の推移を見定める必要があると考えます。

(資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P36. P37. P41. P42)

<中部ブロック>

③ 高陵小学校・中宮北小学校

高陵小学校と中宮北小学校を統合し、高陵小学校敷地に統合校を設置する。
なお、統合の実施時期については、できる限り早期とすること。

ア. 学校の沿革と現状

高陵小学校は、昭和 43 年に明倫小学校及び殿山第一小学校から分離開校し、昭和 48 年に磯島小学校に、昭和 55 年に中宮北小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、平成 20 年度から小規模校になり、平成 23 年度以降は全学年で 6 学級となっており、将来ともその状況は継続すると予測されています。

一方、中宮北小学校は、昭和 55 年に高陵小学校及び明倫小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、平成 26 年度から小規模校となっており、平成 32 年度には一旦適正規模の範囲内となるものの、翌年度からは再び小規模校となり、平成 40 年度以降は全学年で 6 学級になると予測されています。

両校区は殆どが住宅地で、一部では老朽した共同住宅の建て替え等による若年層の転入などもありますが、校区範囲が小さいため、両校とも適正規模の範囲内になる程の児童数の増加は見込めません。

イ. 審議内容と結果

高陵小学校の方策については、中宮北小学校との統合案及び殿山第一小学校との統合案、明倫小学校との統合案を検討しました。

一方、中宮北小学校の方策については、高陵小学校との統合案及び殿山第一小学校との統合案、明倫小学校との統合案を検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、高陵小学校・中宮北小学校ともに、通学距離や通学様態、校区範囲と学校の位置関係、中学校区との関係等から、高陵小学校と中宮北小学校との統合案が最善の方策であるとの結論に至りました。

また、統合校の位置については、学校の位置や保有教室数、学校の沿革等から高陵小学校敷地が望ましいと判断します。

なお、統合の実施時期については、両校とも既に小規模校となっていることから、できる限り早期とする必要があると考えます。

(資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P43. P44. P46～P50)

④ 明倫小学校

明倫小学校と中宮小学校を統合し、中宮小学校敷地に統合校を設置する。
なお、統合の実施時期については、今後の児童数の推移を見定めること。

ア. 学校の沿革と現状

明倫小学校は、昭和 32 年に殿山第一小学校及び山田小学校から分離開校し、昭和 43 年に高陵小学校に、昭和 47 年に中宮小学校に、昭和 55 年に中宮北小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、平成 25 年度から小規模校となっており、平成 40 年度に一旦適正規模の範囲内になりますが、平成 45 年度以降は全学年で 6 学級になると予測されています。

一方、中宮小学校は、昭和 47 年に山田小学校及び明倫小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、現在 15 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

明倫小学校区は殆どが住宅地で、一部古い共同住宅の建て替えなどが計画されていますが、適正規模の範囲内になる程の児童数の増加は見込めません。また、中宮小学校区には一部農地が存在しますが、その他は既存の住宅地であり、新規の大規模な住宅開発は見込めません。

イ. 審議内容と結果

明倫小学校の方策については、高陵小学校との統合案及び中宮北小学校との統合案、中宮小学校との統合案を検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、通学様態や中学校区との関係等から、中宮小学校との統合案が最善の方策であるとの結論に至りました。

また、統合校の位置については、学校の沿革に課題はあるものの、保有教室数や中学校との位置関係等から中宮小学校敷地が望ましいと判断します。

なお、統合の実施時期については、明倫小学校が平成 40 年度に一旦適正規模の範囲内になると予測されることから、今後の児童数の推移を見定める必要があると考えます。

(資料 12 「適正化方策の検討資料」 参照 P43. P44. P46. P51. P52)

⑤ 山田小学校・山田東小学校・山田中学校

山田小学校と山田東小学校、交北小学校を統合し、統合校と山田中学校の小中一貫校（施設一体型）を交北小学校及び山田中学校敷地に設置する。

なお、統合の実施時期については、早期とすること。

ア. 学校の沿革と現状

山田小学校は明治 12 年に開校し、昭和 32 年に明倫小学校に、昭和 45 年に交北小学校に、昭和 47 年に中宮小学校に、昭和 50 年に田口山小学校に、昭和 55 年に山田東小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、平成 24 年度から小規模校となっており、平成 40 年度に一旦適正規模の範囲内になりますが、平成 45 年度に再び小規模校となり、平成 50 年度以降は全学年で 6 学級になると予測されています。

また、山田東小学校は、昭和 55 年に山田小学校及び交北小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、現在 12 学級で適正規模の範囲内ですが、平成 28 年度から小規模校になる見込みとなっています。その後、平成 45 年度以降は全学年で 6 学級になると予測されています。

一方、交北小学校は、昭和 45 年に山田小学校から分離開校し、昭和 50 年に田口山小学校に、昭和 55 年に山田東小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、現在 15 学級で適正規模の範囲内であり、学校統合の検討の対象とする学校ではありませんが、平成 40 年度から全学年で 6 学級の小規模校になると予測されています。

次に、山田中学校は、昭和 58 年に招提中学校及び中宮中学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、平成 24 年度から小規模校となっており、平成 28 年度には適正規模の範囲内になりますが、平成 40 年度からは再び小規模校になると予測されています。

山田小学校区は殆どが住宅地であり、また、山田東小学校区及び交北小学校区には、一部農地が存在しますが市街化調整区域のため、いずれも大規模な住宅開発は見込まれず、大幅な児童数の増加はないと考えられます。

イ. 審議内容と結果

山田小学校及び山田東小学校、山田中学校の方策については、小中一貫校

の設置案のほか、各校個別の統合案として、山田小学校については中宮小学校・山田東小学校・交北小学校との各統合案、山田東小学校については山田小学校・交北小学校・中宮小学校との各統合案、山田中学校については中宮中学校・第一中学校・招提中学校との各統合案もそれぞれ検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、各校個別の統合案としては、山田小学校は中宮小学校と、山田東小学校は交北小学校と、山田中学校は招提中学校と統合する方策が望ましいとの結論になりましたが、交北小学校敷地と山田中学校敷地が隣接し、一体的に活用可能なメリットを最大限に活かすことができる小中一貫校（施設一体型）設置案が最善の方策であるとの結論に至りました。

この山田小学校と山田東小学校、交北小学校とを学校統合し、交北小学校及び山田中学校敷地に小中一貫校（施設一体型）を設置する案については、通学距離や学校の沿革などの課題はありますが、教育力の向上に寄与する小中一貫教育への対応をより推進できることや、山田小学校区を山田中学校区に編入することにより山田中学校の小規模校の課題を解消でき、大変有効であると考えます。

なお、山田小学校・山田中学校は一旦適正規模の範囲内になる予測がありますが、現在既に小規模校であり、山田東小学校も平成 28 年度から継続的に小規模校となる予測であることなどから、統合の実施時期については、早期とする必要があると考えます。

（資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P 43～P 46. P 53～P 56. P 59～P 62）

⑥ 西牧野小学校

統合の方策及び実施時期については、今後の児童数の推移を見定めた上で、改めて決定する。

なお、統合の方策については、西牧野小学校と小倉小学校を統合し、小倉小学校敷地に統合校を設置する案、又は西牧野小学校と磯島小学校を統合し、統合校と渚西中学校の小中一貫校（施設一体型）を渚西中学校敷地に設置する案が有効である。

ア. 学校の沿革と現状

西牧野小学校は、昭和 50 年に北牧野小学校、小倉小学校及び殿山第二小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、平成 9 年度から小規模校となっており、平成 32 年度及び 35 年度

に一旦適正規模の範囲内になる見込みであるものの、平成 40 年度からは全学年で 6 学級の小規模校になると予測されています。

一方、小倉小学校は、昭和 47 年に殿山第一小学校から分離開校し、昭和 50 年に西牧野小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、現在 16 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

また、磯島小学校は、昭和 48 年に殿山第一小学校及び高陵小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、現在 13 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

西牧野小学校区や磯島小学校区には、多くの農地が存在しますが、殆どは市街化調整区域のため、新規の大規模な住宅開発は見込まれず、大幅な児童数の増加はないと考えられます。

イ. 審議内容と結果

西牧野小学校の方策については、磯島小学校との統合案及び小倉小学校との統合案、殿山第二小学校との統合案、牧野小学校との統合案のほか、磯島小学校と統合して渚西中学校敷地に小中一貫校（施設一体型）を設置する案を検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、統合だけの案では、通学距離の点において小倉小学校との統合案が課題が少ない結果となりましたが、西牧野小学校の中学校区が変更となることにより渚西中学校が小規模校となる等の新たな課題が生じることとなります。小中一貫校案については、通学距離の課題があります。

また、西牧野小学校は平成 32 年度及び 35 年度に一旦適正規模の範囲内になると予測されます。

以上のことから、統合の方策及び実施時期については、今後の児童数の推移を見定めた上で、改めて決定するとの結論に至りました。

(資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P44～P46. P57. P58)

<南部ブロック>

⑦ 川越小学校

川越小学校と開成小学校を統合し、開成小学校敷地に統合校を設置する。
なお、統合の実施時期については、今後の児童数の推移を見定めること。
また実施にあたっては、一部地域を春日小学校に編入することも併せて検討すること。

ア. 学校の沿革と現状

川越小学校は、昭和 52 年に春日小学校及び山之上小学校から分離開校し、平成 12 年に旧村野小学校の一部を校区に編入して、現在に至っています。

同校は、現在 12 学級で適正規模の範囲内ですが、平成 29 年度から小規模校となり、平成 40 年度以降は全学年で 6 学級になると予測されています。

一方、開成小学校は、昭和 34 年に旧川越小学校を前身に開校し、昭和 37 年に五常小学校に、昭和 39 年に桜丘小学校に、昭和 41 年に春日小学校に、昭和 44 年に山之上小学校に、昭和 46 年に香陽小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、現在 19 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

川越小学校区には、一部農地が存在しますが、その他は既存の住宅地であり、新規の大規模な住宅開発は見込めません。また、開成小学校区は校区の殆どが旧日本住宅公団が開発した住宅地で、近年マンション等へのリニューアルが見られますが、大規模な住宅開発は見込まれず大幅な児童数の増加はないと考えられます。

イ. 審議内容と結果

川越小学校の方策については、春日小学校との統合案及び開成小学校との統合案、山之上小学校との統合案、桜丘小学校との統合案を検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、各案とも通学距離が長くなる地区があることや不自然な通学様態となるなどの多くの課題があります。しかしながら、開成小学校との統合案は、中学校通学区域の変更が必要となるものの、通学距離や校区の形状等を考えると総合的に有効な方策であるとの結論に至りました。統合校の位置については、学校の保有教室数や学校の沿革等から開成小学校敷地が望ましいと判断します。

また、開成小学校との統合の際に川越小学校の一部地域を春日小学校に編

入する方策については、地域コミュニティを分断することや通学様態の課題は残るものの、保有教室数や通学距離が長くなる課題は解消することから、統合の実施にあたっては、併せて検討すべきと考えます。

統合の実施時期については、川越小学校は平成 35 年度に児童数がやや増加すると予測されることから、今後の児童数の推移を見定める必要があると考えます。

(資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P63～P66)

⑧ 東香里小学校

東香里小学校と春日小学校を統合し、春日小学校敷地に統合校を設置する。
なお、統合の実施時期については、今後の児童数の推移を見定めること。

ア. 学校の沿革と現状

東香里小学校は、昭和 57 年に春日小学校から分離開校し、現在に至っています。

同校は、現在 12 学級で適正規模の範囲内ですが、平成 28 年度から小規模校となり、平成 31 年度及び平成 35 年度から平成 40 年度に再び適正規模の範囲内となりますが、平成 45 年度から小規模校となって、平成 55 年度には全学年で 6 学級になると予測されています。

一方、春日小学校は、昭和 41 年に香里小学校及び開成小学校から分離開校し、昭和 52 年に川越小学校に、昭和 57 年に東香里小学校に校区の一部を分離して、現在に至っています。

同校は、現在 19 学級で、平成 55 年度までの将来推計においても適正規模の範囲内で推移すると予測されています。

東香里小学校区及び春日小学校区の一部には農地が存在しますが、市街化調整区域であり、その他は既存の住宅地であることから、新規の大規模な住宅開発は見込まれず、大幅な児童数の増加はないと考えられます。

イ. 審議内容と結果

東香里小学校の方策については、春日小学校との統合案及び香陽小学校との統合案を検討しました。

それぞれの案について検証・評価した結果、保有教室数や通学距離の点等から、春日小学校との統合案が最善の方策であるとの結論に至りました。

また、統合校の位置については、統合校の校区範囲や学校の沿革等から春

日小学校敷地が望ましいと判断します。

なお、統合の実施時期については、東香里小学校が平成 31 年度及び平成 35 年度から 40 年度に一旦適正規模の範囲内になると予測されることから、今後の児童数の推移を見定める必要があると考えます。

(資料 12「適正化方策の検討資料」参照 P63, P64, P67)

6. おわりに

本審議会は、平成 26 年 7 月に諮問を受け、「市立の小学校及び中学校の配置等の適正化に関する事項」として、将来における適正な配置等のあり方について、本年 1 月に至るまで計 11 回にわたり審議を行ってきました。この間、多面的或いは専門的な角度から意見を交わすとともに、市民アンケートの結果も踏まえて慎重かつ真摯に審議を重ね、ここに答申としてまとめるに至りました。

枚方市教育委員会におかれては、本答申の趣旨を十分に尊重され、子どもたちの健全な成長と学校教育の充実を目的に、子どもたちの夢や元気につながるよう新しい学校を築いていく観点で、適正化の取り組みを進めていただきたいと思います。

取り組みにあたっては、市民意見の聴取結果にもみられる不安や心配の声を真摯に受け止め、保護者はもとより、各小・中学校が地域活動の核であることに鑑み、支援・協力をいただいている地域住民等への丁寧かつ十分な説明に努め、理解と協力のもと、共に新しい学校を築く観点で進められるよう要望します。

なお、実施時期を「できる限り早期に実施すること」または「早期に実施すること」とした方策については、小規模校の課題を早急に解消する必要性が高いことから、速やかに取り組まれるよう要望します。

今後、枚方市教育委員会が、学校規模等の適正化をはじめとする様々な取り組みにより、次代を担う子どもたちのため、より良い教育環境の整備と向上を目指し、なお一層尽力されることを切に願います。